

概要

火災予防運動期間中の行事の一環として、高齢者家庭への防火指導とあわせ、公募等による住宅用火災警報器の無償取り付けを行っている。

背景

三沢市においては、従来より三沢市防災協会の防災事業の一環として、毎年、高齢者家庭を対象に防災用品（非常用懐中電灯）の支給を行ってきたところであるが、同事業が完了したことを機に、平成13年度からは、高齢者家庭への防火指導とあわせて、住宅用火災警報器の無償支給を開始し、火災予防の普及に取り組んでいる。

住宅用火災警報器の無償設置

1. 概要

例年春期及び秋期に全国的に実施される火災予防運動における行事の一環として、高齢者家庭への防火指導とあわせ、公募等による高齢者家庭への住宅用火災警報器の無償取り付けを行っている。



【火災警報器取り付けの様子】

2. 対象者

65歳以上の一人暮らし高齢者

公募分については先着10世帯。公募以外の分については、防火指導の結果火災警報器設置の必要が認められ、かつ、設置の同意が得られた世帯。

3. 助成内容

各戸につき、住宅用火災警報器 1 個

4. 活用制度

なし

火災警報器は三沢市防災協会の防災事業により給付



【住宅用火災警報器】

実績・評価

【実績】（平成18年秋の火災予防運動）

公募による高齢者宅：5 戸

公募以外による高齢者宅：18 戸

【評価】

消防法第9条の2に基づいて改正された三沢市火災予防条例が、平成18年6月に施行されたことに伴い、既存の住宅、アパート等についても、平成20年6月までに住宅用火災警報器を設置することが義務付けられたことから、引き続き、本制度等を通じた火災警報装置の設置促進を図る必要がある。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	三沢市消防本部 予防課
関連部局	三沢市防災協会

【連携のポイント】

三沢市防災協会の防災事業と連携し、火災警報器の購入を防災協会が行い、火災警報装置の設置希望の公募や機器の取り付けを消防本部が行っている。

問い合わせ先

三沢市消防本部 予防課

0176-54-4279